

アクション・プランを実現するための提案

高 知 県

1 「ハローワーク高知」の県への移管

(1) 「ハローワーク高知若者相談コーナー」及び「ハローワークジョブセンターはりまや」の先行移管

「ハローワーク高知」の県への移管にむけた第一段階の措置として、1年目に「ハローワーク高知」の附属施設である「ハローワーク高知若者相談コーナー」及び「ハローワークジョブセンターはりまや」の移管を求め、新たな施設を設置することなく、県が県内のハローワークと情報を共有し、県の施策と職業紹介とを一体的に実施しながら、「ハローワーク高知」の県への移管に向けた課題の検証を行う。

また、詳細なハローワーク業務を把握するために国との協議を継続して実施するとともに、県から「ハローワーク高知」(国)へ職員が出向し、「ハローワーク高知」の県への全面移管に向けての調整を図る。

2年目には「ハローワーク高知」の県への全面移管を実現し、雇用対策の実施主体を地方に一元化する。

(2) 各種助成金・奨励金の支給権限の移管

県は雇用を創造する産業振興の役割を担い、地元企業等との多面的なネットワークや密接な関係を持っていることから、各種助成金・給付金を活用して、総合的に企業支援を行うことで、雇用の創出・拡大に繋げることができる。

さらに、「ハローワーク高知若者相談コーナー」及び「ハローワークジョブセンターはりまや」で、新たに求人手続きを行うようにすることで、求人手続きの際に、助成金・奨励金の情報提供を可能とする。

2 「業務移管」に伴うポイント

(1) 「業務移管」に伴い必要な人員・予算の確保

現状のハローワークの業務の中には、県が行っている業務と重複している部分があることから、業務の効率化を図り、「ハローワーク高知」の移管を受ける際には、必要最小限の人員を配置するとともに、当面は県が必要とする人材について、国からの出向を求める。

また、人件費、システム運営費、設備費等を含めた財源の確保が必要となる。

(2) 全国ネットワークの確保

現在の総合的雇用情報システム、雇用保険トータルシステム等の全国規模のネットワークを維持し、全国共通基準のもとで、各都道府県が活用できるようにする必要がある。

3 「ハローワーク高知」の県への移管と今後のスケジュール

- 1年目（24年4月～）
- ①「ハローワーク高知若者相談コーナー」及び「ハローワークジョブセンターはりまや」の県への移管
 - ②各種助成金・奨励金の県への移管
(雇用調整助成金、介護労働者設備等導入奨励金、地域再生中小企業創業助成金、若年者等正規雇用化特別奨励金等)
 - ③ハローワーク業務把握・「ハローワーク高知」移管のための国との協議を継続しながら課題の検証を行う。
- 2年目（25年4月～）
- ①「ハローワーク高知」の県への移管を実現する。

4 「業務移管」による取扱業務転換のイメージ

ハローワークの取扱業務

【現状】

		高知所	若者相談コーナー	はりまや
職業紹介	求職申込(求職者登録)	●	●	●
	職業相談	●	●	●
	職業紹介	●	●	●
	紹介状の発行	●	●	●
	求人申込み	●		
職業訓練	職業訓練の受講相談	●	●	●
	職業訓練の受付	●		
雇用保険	求職者向けの手続き、給付等	●		
	事業主向け手続き	●		
雇用管理	各種助成金	●		

【移管後(1年目)】

		高知所	若者相談コーナー	はりまや
職業紹介	求職申込(求職者登録)	○	◎	◎
	職業相談	○	◎	◎
	職業紹介	○	◎	◎
	紹介状の発行	○	◎	◎
	求人申込み	○	◆	◆
職業訓練	職業訓練の受講相談	○	◎	◎
	職業訓練の受付	○	◆	◆
雇用保険	求職者向けの手続き、給付等	○		
	事業主向け手続き	○		
雇用管理	各種助成金	◎	◆	◆

●: 国の取扱業務

○: 1年目は国、2年目からは県へ移管

◎: 1年目から県へ移管

◆: 1年目の県への移管に併せて、新たに権限の付与を受けて行う業務

アクション・プランを実現するための提案のポイント

「ハローワーク高知」の県への移管

1年目

「ハローワーク高知若者相談コーナー」及び「ハローワークジョブセンターはりまや」の移管。

県の施策と移管されたハローワーク業務を一体的に実施しながら、全面移管を見据えた協議と課題の検証を行い、円滑な移管に繋げる。

さらに、県から「ハローワーク高知」(国)に職員を出向をさせ、県への全面移管に向けた調整を図ることとする。

2年目

「ハローワーク高知」の県への全面移管。

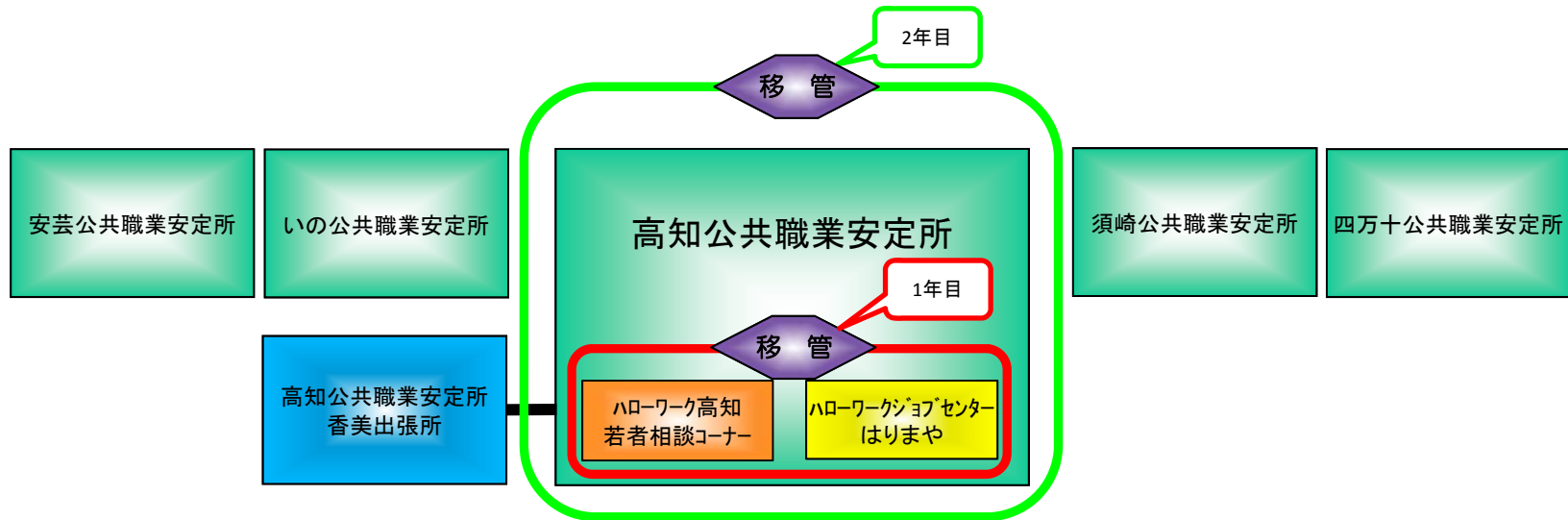
各種助成金・奨励金の支給権限の移管

- ◆ 県は地元企業と密接な関係を持っていることから、各種助成金・給付金を活用して、総合的な支援に繋げる。
- ◆ 「ハローワーク高知若者相談コーナー」及び「ハローワークジョブセンターはりまや」で新たに求人手続きを行うようにすることとし、求人手続きの際に助成金・奨励金の情報提供を可能とする。

「業務移管」に伴うポイント

- ◆ 「業務移管」の際には、必要最小限の人員を配置するとともに、当面は県が必要とする人材について、国からの出向を求める。
また、人件費、システム運営費、設備費等を含めた財源の確保が必要。
- ◆ 現在の総合的雇用情報システム、雇用保険トータルシステム等の全国規模のネットワークを維持し、全国共通基準のもとで、各都道府県が活用できるようにすることが必要。

アクション・プランを実現させるための提案イメージ



助成金 奨励金	1年目 移管					
職業相談	連携	連携	2年目 移管	1年目	連携	連携
職業紹介	連携	連携	移管	ハローワーク高知 若者相談コーナー	連携	連携
事業所の 求人登録	連携	連携	移管	ハローワークジョブセンター はりまや	連携	連携
職業訓練 の斡旋	連携	連携	移管		連携	連携
雇用保険	連携	連携	雇用保険は分割せず、全国単位で 運用し、事務は移管		連携	連携

1年目に移管を受け、一体的に実施する業務内容

現行

高知県就職支援相談センター 《ジョブカフェこうち》

国

- ◇3F ハローワーク若者相談コーナー
- ◇3F 新卒応援ハローワーク

県

- ◇1F～2F 高知県就職支援相談センター
- ジョブカフェこうち 幡多サテライト

【委託事業(国⇒高知県経営者協会)】

- ①若年者採用拡大広報・啓発
- ②高校生のための企業合同説明会
- ③内定者(新入社員)講習会
- ④応募前高校生向け企業情報誌
- ⑤大学生就活自己PRセミナー
- ⑥U・ターン大学生就職相談会
- ⑦若年求職者面接会事前ガイダンス
- ⑧若年労働者職場定着セミナー

地域共同就職支援センター 《ハローワークジョブセンターはりまや》

国

- ・職業相談
- ・求職受理及び職業紹介

県

- ・「生活・就労支援コーナー」を設置

【委託事業(国⇒高知県経営者協会)】

- ①中高年求職者対策
- ②地域求職者対策(7ブロック)
- ③U・ターン求職者対策(新規学卒者、既卒者)



移管後

県

高知県就職支援相談センター 《ジョブカフェこうち》

- ◇3F ハローワーク若者相談コーナー
- ◇3F 新卒応援ハローワーク
- ◇1F～2F 高知県就職支援相談センター
- ジョブカフェこうち 幡多サテライト

【委託事業(県⇒高知県経営者協会)】

- ①若年者採用拡大広報・啓発
- ②高校生のための企業合同説明会
- ③内定者(新入社員)講習会
- ④応募前高校生向け企業情報誌
- ⑤大学生就活自己PRセミナー
- ⑥U・ターン大学生就職相談会
- ⑦若年求職者面接会事前ガイダンス
- ⑧若年労働者職場定着セミナー

地域共同就職支援センター 《ハローワークジョブセンターはりまや》

- ・職業相談
- ・求職受理及び職業紹介

- ・「生活・就労支援コーナー」を設置

【委託事業(県⇒高知県経営者協会)】

- ①中高年求職者対策
- ②地域求職者対策(7ブロック)
- ③U・ターン求職者対策(新規学卒者、既卒者)

☆新たに権限の付与を受け、求人申込・職業訓練の受付・各種助成金の取扱を実施

アクション・プランを実現するための提案（追加提案）

高 知 県

1 提案の趣旨

「アクション・プランを実現するための提案」第2次提案（別添参考）については、平成23年4月27日付け23高雇労第102号で業務の地方移管に向けた提案を行ったところであるが、さらに具体的に進めるため、職業紹介等のサービスを拡充しながら、利用者ニーズに応じたワンストップサービスを県と国が一体となって提供できるよう、次のとおり提案する。

2 追加提案の概要

「ハローワーク高知」は高知県全体の約60%の職業紹介件数を取り扱い、「ハローワーク高知」の附属施設である「ハローワークジョブセンターはりまや」及び「ハローワーク若者相談コーナー（ジョブカフェ内）」（以下、HWコーナーという。）は、そのうち約40%、高知県全体の約23%を担っている。

この「HWコーナー」に職業訓練の受講指示等に係る業務や雇用保険給付業務、求人開拓業務、各種助成金の支給等に係る業務を付加し、土日等も開庁することによって、利用者である県民の利便性向上に繋げる。

また、「ハローワークジョブセンターはりまや」に緊急雇用創出事業によって設置している「求職者総合支援センター」の機能を平成24年度以降も維持・強化し、求職者が必要とするきめ細やかなサービスを提供する。

さらに、現在、高知労働局から高知県経営者協会に委託しているふるさとハローワーク就職支援事業において、別紙1のとおり内容を拡充して実施することにより、求職者の就業機会の拡大、促進を図る。

※「一体的実施」を行うにあたり、新たに付加を求める業務や権限等については、別紙2のとおり。

3 一体的実施の方法

県と国が連携して行う業務について、県主導の下、運営協議会を設置し、実施方針の協議を行い、それぞれの要望・要請に誠実に対応しながら、利用者の様々なニーズにきめ細かく応えることが可能となるよう、県と国が連携を図りながら、それぞれの業務について責任をもって実施する。

なお、必要な事業費については、国において適切に措置すること。

4 付加を求める HW コーナーの業務

現在の HW コーナーが提供する「職業紹介に係る業務」に加え、以下の業務を付加し、一体的な実施を行うことにより、両施設を利用する求職者の利便性を向上させる。

新たに付加を求める HW コーナー業務

区分	業務内容	ハローワークジョブセンターはりまや ハローワーク若者相談コーナー	
		現状	提案
職業紹介	求職申込(求職者登録)	●	●
	職業相談	●	●
	職業紹介	●	●
	紹介状の発行	●	●
	求人の申込み		
	求人開拓		○
職業訓練	職業訓練の受講相談	●	●
	職業訓練の受付		○
雇用保険	求職者向けの手続き、給付等		○
	事業主向け手続き		
雇用管理	各種助成金		○

※「ハローワークジョブセンターはりまや」には「求職者総合支援センター」機能も継続付加。

※「○」新規付加対象業務

旧ふるさとハローワーク就職支援事業の拡充について

H24.1.25 高知県雇用労働政策課

中高年求職者対策

- ①キャリアコンサルティング◆
- ②公共職業訓練の活用促進(情報提供等)
- ③求職者セミナー
- ④企業体験講習(40歳～中高年(59歳まで))◆

地域求職者対策(5ブロック)

- ①地域での就職面接会(各ハローワークと連携)
- ②介護・福祉、一次産業の就職面接会(各ハローワークと連携)
- ③求職者対象の移動相談(各ハローワークと連携)
- ④職場見学会
- ⑤体験講習、しごと体験利用就職者の定着指導
- ⑥事業主対象助成金、融資等説明会
- ⑦ハローワーク活用促進(労働市場のオープン化)
- ⑧企業向け人材採用セミナー
- ⑨企業ガイドブックの作成
- ⑩生活・就労に関する相談窓口の設置
- ⑪企業・求職者の意識調査

U・Iターン求職者対策(新規学卒者、既卒者)

- ①U・Iターン就職相談会(県内、県外開催)◆
- ②U・Iターン求人の開拓

学卒者対策

- ①学卒未就職者向け訓練における就職支援
- ②新規大卒者の採用実態と求人の充足調査

「一体的実施」に伴い、新たに付加を求める業務や権限等

H24.1.25 高知県雇用労働政策課

「ハローワークジョブセンターはりまや」及び「ハローワーク高知若者相談コーナー」に新たに付加する業務

- ①職業訓練の受講指示に係る業務
 - ・職業訓練の受講指示及び受講推薦
- ②求職者向け雇用保険給付業務
 - ・求職者に対する雇用保険の審査及び給付業務
- ③求人の開拓等に係る業務
 - ・県内企業の求人開拓
- ④各種助成金の支給等に係る業務
 - ・雇用奨励金等の国の助成制度の申請受付

「求職者総合支援センター」機能

- ・「ハローワークジョブセンターはりまや」内で平成23年度まで緊急雇用創出事業を活用して県が委託により実施していた「総合相談支援事業」の維持

ふるさとハローワーク就職支援事業(委託事業)の維持及び拡充

- ・高知労働局が民間企業に委託して実施している委託事業を内容を拡充して実施

「ハローワークジョブセンターはりまや」と「ハローワーク高知若者相談コーナー」の開庁日の拡大

- ・「ハローワークジョブセンターはりまや」と「ハローワーク高知若者相談コーナー」を土日等も開庁

「ハローワークジョブセンターはりまや」と「ハローワーク高知若者相談コーナー」の一体運営

- ・「ハローワークジョブセンターはりまや」と「ハローワーク高知若者相談コーナー」の将来的な施設統合を見据えた運営

県の意向が十分反映されるよう、一体的実施に係る運営協議会を設置

- ・運営方針の協議・決定及び業務の実施状況の確認、評価等

一体的実施後の地方移管に向けた県と国相互の職員交流の実施

「一体的実施」に係るイメージ

◆「ハローワークジョブセンターはりまや」及び「ジョブカフェこうち」の利用者である県民の利便性向上のため、ハローワークコーナーの機能強化を図り、これまで以上のワンストップサービスを実現

